

大磯町監査公表第 11 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 9 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の対象部課等

（1）対象補助金等

町社会福祉協議会補助金 15,000,000 円

地域福祉ボランティア活動育成事業交付金 486,000 円

（2）対象団体等

補助金交付団体：社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

所管課：町民福祉部福祉課

3. 監査の範囲及び事務

令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日)に執行された補助金交付団体の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

4. 監査の実施期間

令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 10 月 19 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和 5 年度大磯町監査基本計画に基づき、財政的援助をしている補助金交付団体の出納、その他の事務の執行が、財政的援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか等に着眼し、補助金交付団体及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6. 補助金交付団体の概要

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会とは、昭和 27 年に任意団体として発足した大磯町社会福祉協議会が、昭和 59 年に定款に基づき、大磯町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉法人である。

7. 補助金等の執行状況

- ・大磯町社会福祉協議会補助金交付要綱(平成 20 年 3 月 25 日大磯町要綱第 8 号)に基づき交付している本補助金は、同要綱第 2 条に掲げる大磯町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に必要な人件費に充てられている。
- ・大磯町地域福祉ボランティア活動育成事業交付金交付要綱(平成 29 年 3 月 31 日大磯町告示第 40 号)に基づき交付している本交付金は、同要綱第 3 条に掲げる町社協が実施するボランティア育成事業に充てられている。

8. 監査結果

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課における補助金交付に関する事務について監査した結果、交付された補助額に対して補助対象事業費は、満たされているものの財務処理において遺漏が発見された。補助金交付団体である社会福祉法人大磯町社会福祉協議会及び所管課である福祉課に対して、次の点について指摘する。

(指摘事項)

【補助金交付団体関係】

- ・財務処理において定款、経理規則等を遵守されていない処理が発見された。
速やかに適切な財務処理を行うよう指摘する。

【所管課関係】

- ・補助金交付団体である社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の所管課として、適切な財務処理を指導するよう指摘する。

※ 以下、補助金交付団体関係の具体的な指摘事項

(給与等に関する基準について)

- ・賃金規程は、定まっているものの「給料表」「初任給、昇給基準」「各種手当等の基準」が曖昧である。監査での聴取において「辞令の交付無し」「職員の近年の昇給が不明」「支給している手当の届出が無い」等、確認されたため給与支給に必要な基準等を作成されたい。

(支出の手続きについて)

- ・仕訳伝票の決裁印(命令印)が無く支出しているものがある。
- ・仕訳伝票の担当者印が無く支出しているものがある。
- ・監査での聴取によると仕訳伝票を打ち出さずに支出しているものがある。
- ・役員報酬支給にあたり受領印漏れが発見された。

(その他(補助対象外もあり))

- ・経理規程第 28 条の小口現金の精算時に記帳する主要簿がない。
- ・経理規程第 32 条で定められている月次試算表が作成されていない。
- ・経理規程第 41 条で定められている「資金の運用等」が遵守されず多額の現金を金庫で保管していた。
- ・令和 4 年度一般会計決算書の財産目録と金融機関残高証明書の金額に相違がある。
- ・監査での聴取によると地域福祉ボランティア活動育成事業交付金が規程によらず活動実績で交付していた。
- ・「まんてん事業」において役員へ「社会福祉法人大磯町社会福祉協議会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程」に基づかず給与が支給されていた。